

葦税告示第5号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び葦崎市税条例（昭和30年3月葦崎市条例第3号）第18条の2第1項の規定に基づき、葦崎市税条例第18条の2第1項の規定による市税の申告等の期限の延長（平成23年4月葦税告示第3号）において、別途葦崎市告示で定めることとされている期日のうち、岩手県、宮城県、福島県に居住又は所在を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成23年9月29日までの間に到来するものについて、平成23年9月30日とする。

平成23年8月8日

葦崎市長 横内公明